

セーフティネット保証4号の認定申請手続きのご案内

(中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定)

【対象者】

- 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において、自然災害等の突発的自由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者。
- 法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が小金井市にある方、個人の場合は主たる事業所が小金井市にある方で、小金井市において1年間以上継続して事業を行っている方。

【認定要件】

次の両方に該当すること。

(ロ) については、前年比較による認定が困難な事業者（業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や業務拡大した場合）向けの比較方法もあります。ホームページをご覧ください。

(イ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高の減少について、市区町村長の認定が必要）

【申請と認定手続きについて】

- 1 必要書類が揃いましたら市役所経済課産業振興係窓口まで提出してください。
- 2 認定には2～3日の期間を要します。認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、窓口までお越しください。受領書と引き換えで認定書をお渡しします。

(問い合わせ先)

小金井市経済課産業振興係

電話：042-387-9831（直通）

【認定に必要な書類】

(市所定用紙) ※印鑑は全て実印を押印して下さい。

1 認定申請書兼認定書

2 認定申請理由書兼調査書

3 認定申請に関わる誓約書

4 受領書

(認定申請後、認定書と引き換えで受領日をご記入の上、ご提出いただきます)

(添付書類)

5 小金井市に事業実態があることがわかるもの。下記のいずれか一点。

法人の場合

- ・法人税確定申告書の写し（別表一（一）のみで可）
（直近の決算期一期分。税務署の收受印のあるもの。電子申請の場合は税務署からの受信通知を添付）
- ・法人謄本（履歴事項全部証明書）または抄本（現在事項全部証明書）の写し
（発行日から3か月以内）

個人の場合

- ・所得税確定申告書の写し（第一表のみで可）
（直近の決算期一期分。税務署の收受印のあるもの。電子申請の場合は税務署からの受信通知を添付。納税地と事業所が異なる場合は小金井市に事業実態があることがわかるページも添付）
- ・許認可証（飲食店営業許可等）の写し（有効期限がある場合は期限内のもの）

6 記載数値の証明資料（売上高対比表・試算表等）